

「FIT 層の誘客促進に向けた観光コンテンツ造成事業」

業務仕様書

令和 7 年 8 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度インバウンド受入態勢整備業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 本業務の概要

(1) 目的

近年増加しているインバウンド個人旅行者(FIT)の誘客・周遊を促進し、観光消費額の拡大を図ることを目的に、本県の民間事業者のインバウンド受入推進態勢整備を支援する。

また、本県がJ R東日本の重点共創エリアに指定を受けて行う「秋季観光キャンペーン」（以下、「キャンペーン」）について、OTAを活用しながら台湾、香港向けにプロモーションを行い、キャンペーン期間中の台湾・香港からのインバウンド個人旅行者(FIT)の一層の誘客を図るもの。

(2) 業務概要

本業務では、岩手県内の観光関連事業者等（飲食店、観光施設、宿泊施設等）を対象とした Google ビジネスプロフィールの活用に関するセミナーを開催し、旅マエ旅ナカにおける情報発信及び情報整備の強化支援を行い、本県でのヴィーガン・ベジタリアン等の受入態勢の強化を図るため、食の多様性に関する受入対応セミナーを実施する。

また、台湾・香港に対して効果が期待できる OTA サイトにおいて、近年増加している FIT 層の誘客拡大を図るため、キャンペーンと連動した岩手県の観光・体験型コンテンツを掲載しプロモーションを行うとともに、観光関連事業者等自らが OTA サイトを活用できる仕組みを構築することを目標に伴走支援を実施する。

(3) 業務件名及び数量

「令和7年度インバウンド受入態勢整備業務」一式

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

(5) 委託料の上限額

4,020 千円（税込）

2 業務内容（仕様）

(1) 情報発信・情報整備支援及び食の多様化に関する支援業務

ア Google ビジネスプロフィール（以下、「GBP」という。）の活用に関するセミナーの開催

周知・集客業務内容は次のとおりとする。

- (ア) 観光関連事業者等を対象にセミナー参加者を募集し、問い合わせ及び参加申込に対応すること。
- (イ) セミナーへの参加を募集する広報用チラシデータを作成すること。
- (ウ) セミナーの集客向上のため、希望する事業者には GBP 運用にかかる個別支援を行うこと。ただし、個別支援対応は 15 事業者を上限とする。
- (エ) セミナーへの参加申込は、Web サイトのフォームなどから容易に行えるようにすること。セミナーの開催運営及び支援業務内容は、次のとおりとする。
- (オ) セミナーの開催及び運営を行うこと。

- ・ 講義内容：GBP を効果的に発信・整備することの必要性を伝える内容とすること。
- ・ 開催形式：現地とオンラインのハイブリット形式
- ・ 実施回数：1 回
- ・ 実施場所：県央地域
- ・ GBP 運用の伴走支援事業者目標：上限 10 事業者まで
- ・ GBP 運用の伴走支援内容：GBP 機能を活用した、将来的な GBP 運用の自走化

- (イ) 適切な講師を提案、招へいすること。
- (ウ) 当日配布する資料を紙及びデータで作成し、参加者へ配布すること。
- (エ) セミナー終了後にアンケートを実施すること。
- (オ) オンライン開催に必要な機材等の手配、操作を行うこと。
- (カ) 支援業務について、月 1 回、県へ報告すること。

イ GBP と連動した食の多様化に関するセミナーの開催

周知・集客業務内容は次のとおりとする。

- (ア) セミナー参加者を募集し、問い合わせ及び参加申込に対応すること。
- (イ) セミナーへの参加を募集する広報用チラシデータを作成すること。
- (ウ) セミナーへの参加申込は、Web サイトのフォームなどから容易に行えるものとする。

セミナーの開催及び運営業務内容は次のとおりとする。

- (ア) セミナーの開催及び運営を行うこと。
 - ・ 講義内容：食の多様性の必要性、メニュー表記の工夫における好事例、GBP や SNS での情報発信と連携し、予約に繋がるより実践的な行動変容を促す内容とすること。また、セミナー参加者が活用可能な多言語対応ツール等の紹介を含むこと。
 - ・ 開催形式：現地とオンラインのハイブリット形式
 - ・ 実施回数：1 回
 - ・ 実施場所：県央地域（盛岡市もしくはその近隣を想定）
- (イ) 適切な講師を提案、招へいすること。
- (ウ) 当日配布する資料を紙及びデータで作成し、参加者へ配布すること。
- (エ) セミナー終了後にアンケートを実施すること。
- (オ) オンライン開催に必要な機材等の手配、操作を行うこと。

(2) OTA サイトを活用したプロモーション支援業務

ア OTA 活用に関するセミナーの開催及び登録・掲載支援

周知・集客業務内容は次のとおりとする。

- (ア) セミナー参加者を募集し、問い合わせ及び参加申込に対応すること。
- (イ) セミナーへの参加を募集する広報用チラシデータを作成すること。
- (ウ) セミナーへの参加申込は、Web サイトのフォームなどから容易に行えるようにすること。
- (エ) セミナーの開催及び運営を行うこと。

セミナーの開催及び運営、登録・掲載支援業務内容は次のとおりとする。

- (ア) セミナーの開催及び運営を行うこと。
 - ・ 講義内容：OTA を活用する必要性、登録方法、効果等を伝える内容とすること。

- ・ 開催形式：現地とオンラインのハイブリット形式
- ・ 実施回数：1回
- ・ 実施場所：県央地域
- ・ 掲載支援商品目標数：上限10商品まで（掲載言語：英語、繁体字、日本語のいずれか）

- (イ) 適切な講師を提案、招へいすること。
- (ウ) 当日配布する資料を紙及びデータで作成し、参加者へ配布すること。
- (エ) セミナー終了後にアンケートを実施すること。
- (オ) オンライン開催に必要な機材等の手配、操作を行うこと。

イ OTA 商品造成伴走支援業務

OTA 商品造成伴走支援業務内容は次のとおりとする。

- (ア) 2(2)アのセミナーに参加した事業者の既存の体験コンテンツや、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う秋季観光キャンペーン対象となるコンテンツ一覧の中から伴走支援する事業者数を3事業者選定すること。なお、選定するキャンペーンコンテンツの候補については、契約締結後、別途県と協議すること。
- (イ) コンテンツ造成は、原則、1事業者1コンテンツとすること。
- (ウ) 主なターゲット市場は、訪日リピーター市場である台湾・香港向けとすること。
- (エ) 造成したコンテンツは、2社以上のOTAへ掲載すること。
- (オ) 伴走支援する事業者と対面もしくはオンラインでの打合せを実施すること。

(3) (1)ア、イ及び(2)ア セミナー共通事項

ア 上記の3つのセミナーの同日開催や講師の兼任については、妨げないこととする。

イ セミナー開催会場は、30名程度収容可能な部屋を手配すること。（セミナー参加者の想定は、オンライン参加を含めて80名程度とする。）

(4) 進捗管理・業務報告等

ア 進捗管理

本業務実施にあたっては進捗管理を行い、県が報告を求めた事項について速やかに報告すること。

イ 業務報告

次に掲げる実績について、県に報告すること。報告にあたっては、電子媒体で提出すること。

- (ア) 実績報告書
- (イ) セミナー参加事業者一覧など集客実績がわかるもの。
- (ウ) セミナーアンケート原本及び回答集計表
- (エ) OTA コンテンツ伴走支援対象事業者一覧
- (オ) OTA コンテンツ商品造成にかかる支援業務内容が確認できるもの。
- (カ) OTA コンテンツ造成内容、販売状況等が確認できるもの

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

イ 費用積算内訳書 6部（正本1部、副本5部）

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

(2) 留意事項

ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。

イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

エ 企画提案書はA4縦の用紙とすること。

(3) 主な審査観点について

ア 情報発信・情報整備支援

(ア) セミナーの開催内容は、観光事業者等が理解しやすい内容となっているか。

(イ) セミナーの開催内容は、観光事業者等が活かせる内容となっているか。

(ウ) 事業者の登録・活用支援に効果的なものとなっているか。

イ コンテンツ造成・販売支援

(ア) セミナーの開催内容は、観光事業者等が活かせる内容となっているか。

(イ) セミナーの開催内容は、観光事業者等が理解しやすい内容となっているか。

(ウ) コンテンツの造成及び OTA への掲載・販売の必要性を得ることができる内容となっているか。

(エ) 利用する OTA は、台湾・香港市場に対して効果が期待できるか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。ただし、連携する OTA については、この限りではない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を

講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) 報告書の作成

事業完了時に事業実施内容及びその効果を定量的に評価し、報告すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。